第十九条の三　法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号ヘ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。ただし、第三号ニに掲げる事項については、海外営業拠点を有する銀行に係るものに限る。

一　［略］

二　銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　直近の三中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）及び二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)　経常収益又はこれに相当するもの

(2)　経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの

［(3)～(7)　略］

三　銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ　中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書（これらに類する事項を含む。ト において同じ。）

［ロ～ニ　略］

ホ　連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定するセグメント情報又はこれに相当するもの

［ヘ～チ　略］

［四・五　略］

六　特例企業会計基準等適用法人等にあつては、その採用する企業会計の基準

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第三十四条の十九　銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第六項の規定による子会社対象銀行等（同項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社（以下この款及び次節並びに第三十五条第三項第八号において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一・二　略］

第十九条の三　法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号ヘ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。ただし、第三号ニに掲げる事項については、海外営業拠点を有する銀行に係るものに限る。

一　［同上］

二　銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ　［同上］

ロ　直近の三中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）及び二連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)　経常収益

(2)　経常利益又は経常損失

［(3)～(7)　同上］

三　銀行及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ　中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書

［ロ～ニ　同上］

ホ　銀行及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

［ヘ～チ　同上］

［四・五　同上］

［号を加える。］

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第三十四条の十九　銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第六項の規定による子会社対象銀行等（同項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社（以下この款及び次節並びに第三十五条第三項第八号において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一・二　同上］